

第167回国際研修「組織犯罪メンバー・テロリストの更生及び社会復帰」

1 日程及び参加者

平成29年8月23日(水)から同年9月22日(金)まで

海外参加者13の国と地域から14名

国内参加者7名

2 セミナー概要

2015年に開催された第13回国連犯罪防止刑事司法会議(コンGRES)において採択されたドーハ宣言(Doha Declaration)において、テロリズムを助長する暴力的過激主義に対処すること、過激思想を矯正するプログラムを実施する努力を強化することが求められており(第8項(d))、これらは犯罪者処遇における重要な課題として注目を集めている。また、組織犯罪とテロ資金供与との結び付きに対抗する必要性も指摘されていることから(第8項(b))、テロリストだけではなく組織犯罪メンバーにも同様の対処が必要である。特に開発途上国については、2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する」と示されており(16.a)、組織犯罪・テロリズムへの対処が喫緊の課題となっている。

組織犯罪メンバー・テロリストの更生及び社会復帰を支援するための適切な介入が行われる必要があることは言うまでもない。社会内処遇・施設内処遇のいずれにおいても、反社会的志向・過激思想を修正し、犯罪組織・行為からの離脱を図るための心理療法等を用いた処遇を系統的に行うとともに、矯正施設においては、釈放後に組織犯罪に復帰したり再びテロリズムに及んだりしないための生活環境の調整を行う必要がある。また、近年、犯罪組織・テロリストはソーシャルメディアやコミュニケーションツールを用い、洗練された手法による宣伝活動を行うことで人的資源を確保していることから、これらの有害媒体に対抗する力を育むための働き掛けも重要である。

一方、勾留後に収容された施設において、組織犯罪メンバー・テロリストが情報交換し、新たな犯罪手法を仕入れたり新たなネットワークを構築したり、また、未だ組織犯罪やテロ行為に手を染めたことのない被収容者が組織犯罪メンバー・テロリストに影響を受けたりするといった、施設がいわば組織犯罪・テロリズムの温床となっている問題が生じている。そのため、施設内において、これらの問題を防止するための適切な管理の在り方が問われている。

そこで、本研修においては、組織犯罪メンバー・テロリストの更生及び社会復帰の促進を目指し、具体的検討課題に関する講義や議論を通じて、組織犯罪・テロリズムの実態を把握するとともに、実態に即した更生・社会復帰に対する有効な制度・実務に関する参加者の知識・理解を深め、それぞれの国内における制度・実務の改善・発展につなげるこ

を目的とする。

3 客員専門家等

本研修においては、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う。(敬称略)

【客員専門家】(講義順)

アンドレア・モーサー カナダ矯正局女性犯罪対策部部長

キアラ・ボローニャ 国連地域間犯罪司法研究所(UNICRI)アソシエイト・プログラマー・オフィサー

ロハン・グナラトナ 南洋理工大学・政治犯罪及びテロリズムに関する国際研究センター所長

サバリア・ビンテ・ムハメド・ハシン 南洋理工大学・政治犯罪及びテロリズムに関する国際研究センター研究員

【外部講師】(講義順)

岩田 克之 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課課長補佐

大淵 憲一 東北大学名誉教授・放送大学宮城学習センター所長

以上